○　現行制度の改善又は拡充を求めるもの

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H29・8・25　第141回総会；松本市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	■ 国	担当省庁	国税庁
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名　　称	

件名	**1　史跡等を国または地方自治体に譲渡した場合の所得税特別控除額の引き上げについて**
提案市	松本市
要旨 提案	個人または法人が、国史跡等に指定された土地を国または地方公共団体に譲渡した場合の所得税の特別控除額の上限を2,000万円から5,000万円に引き上げることを要望する。
提案理由	史跡・名勝・天然記念物は、わが国の歴史や文化を物語る国民共通の貴重な財産である。史跡等に指定されると、所有者は文化財保護法上の規制を受け、自由な土地活用ができなくなり、土地を所有することの有意性を失ってしまうことから、公有地化を促進する必要が生じる。 近年、本市では中心市街地での史跡整備を進めているが、土地の評価額が高いにもかかわらず、土地を譲渡した際の所得税の特別控除額が低く（上限2,000万円）、所有者に有利な条件を提示することができず用地交渉が進展しない。 失われたら二度と取り戻すことのできない文化財を後世に残すためには更なる税制優遇が必要であり、昭和49年度から据え置かれている特別控除額を、都市計画法の土地収用等で適用される5,000万円並みに引き上げるべきと考える。所有者の立場からも、史跡等の場合の特別控除額が都市計画法等で適用される控除額に比して大幅に低いことは、公平性の点で理解を得られない。 全国には地域特有の歴史や文化を物語る文化財が残されている。各地の文化財整備を推進することが地域特有の魅力的なまちづくりにつながり、結果的に観光振興に寄与し、地域の活性化につながると考える。
現況及び課題等	国等に土地を譲渡した場合の所得税特別控除額の改正経過 昭和44年度　上限　　300万円（創設） 昭和46年度　上限　1,200万円 昭和49年度　上限　2,000万円（現在に至る） 〔参考〕都市計画法や道路法に基づく土地収用の際の 所得税の特別控除額　5,000万円
関係法令	租税特別措置法、文化財保護法